

議案第 8 0 号

山陽小野田市工業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市工業用水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市工業用水道給水条例の一部を改正する条例
山陽小野田市工業用水道給水条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 9 6 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「市の送水管末端の制水弁」を「配水施設」に改める。

第 1 1 条中「別表に定める」の次に「区分に応じた」を、「とし、」の次に
「当該区分を使用している」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 1 1 条関係）

区分	従量料金
工水北部線	1 立方メートルにつき 3 2 . 4 2 8 円
工水中部線	1 立方メートルにつき 3 3 . 1 6 5 円
工水南部線	1 立方メートルにつき 3 4 . 1 7 7 円

注：料金は、上記の表により算出した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の山陽小野田市工業用水道給水条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

山陽小野田市工業用水道給水条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「給水施設」とは、使用者が工業用水道（以下「水道」という。）による工業用水の供給（以下「給水」という。）を受けるために設置した給水管及びその附属施設で、<u>配水施設</u>から受水槽に至るまでの施設をいう。</p> <p>(料金)</p> <p>第11条 毎月分の工業用水道料金（以下「料金」という。）は、別表に定める<u>区分に応じた従量料金</u>に使用水量を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。）とし、<u>当該区分を使用している</u>使用者から徴収する。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「給水施設」とは、使用者が工業用水道（以下「水道」という。）による工業用水の供給（以下「給水」という。）を受けるために設置した給水管及びその附属施設で、<u>市の送水管末端の制水弁</u>から受水槽に至るまでの施設をいう。</p> <p>(料金)</p> <p>第11条 毎月分の工業用水道料金（以下「料金」という。）は、別表に定める従量料金に使用水量を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。）とし、使用者から徴収する。</p>

別表（第11条関係）

区分	従量料金
工水北部線	1立方メートルにつき 32.428円
工水中部線	1立方メートルにつき 33.165円
工水南部線	1立方メートルにつき 34.177円

注：料金は、上記の表により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。）とする。

別表（第11条関係）

使用者	従量料金
田辺三菱製薬工場株式会社	1立方メートルにつき
社小野田工場	32.428円
日産化学株式会社小野田工場	1立方メートルにつき
	33.165円
西部石油株式会社山口製油所	1立方メートルにつき
	34.177円

注：料金は、上記の表により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。）とする。